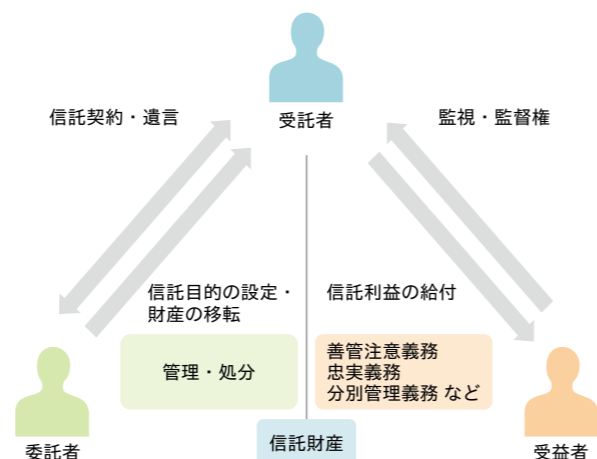


信託

～信頼を基にした財産管理制度～

1 法の裏付けと受託者の専門性

信託は法的に確立された財産管理の仕組みです。財産を有する人（委託者）が信頼できる人（受託者）に財産を移し、受託者は信託目的に従って受益者のためにその財産の管理・処分を行います。大切な財産を他者に託す意義として、実現したい目的のために財産を管理し、受益者がその利益を享受できる信託ならではの機能の活用がまず挙げられます。また、法の裏付けにより受託者の行為が規律されることや、財産に関する受託者の専門性への期待も込められています。



2 我が国での信託制度の創設 ～信託の規律～

我が国で信託が法制化されてから100年が経ちました。この立法の以前、実態は高利貸しという会社が信託会社と称して乱立していました。それらを取り締まり、信頼のおける制度とするため、1922年に信託法、信託業法が制定され、信託会社と称していた会社の淘汰・整理が進められました。金融制度の中に信託が位置付けられ、これが現代の信託制度へとつながっています。



毎日新聞社提供

信託は、財産を信頼できる人に託して適切に管理を行う優れた仕組みとして英米から広がりましたが、弱点もありました。それは財産を託される人（受託者）による濫用のリスクです。そこで、受託者には、財産に関する排他的な管理処分権限を有する代わりに、専ら受益者の利益のために行動する義務や、善良なる管理者として注意して財産を取り扱う義務などが課せられ、この受託者に対する規律は「信託関係」として整理されてきました。我が国にも信託制度が導入され「信託関係」はその基礎とされています。信託は受託者への厚い信頼を基にした財産管理・運用の仕組みとして法制化され、今日まで発展の歴史を辿っています。



信託について知っておきたいQ&A

Q. 信託はどのように設定する？

A. 信託は、契約、遺言、自らの意思表示（自己信託）のいずれかの方法で行うことができます。信託銀行の一般的な信託商品はほとんどが信託契約に基づき設定されます。

Q. 信託財産は誰のもの？

A. 財産は信託されると所有権が法的に受託者に移転し、形式的には受託者のものになります。しかし、受託者は、委託者の想いを反映した信託目的に従い信託財産の管理・処分を行います。その信託目的は、多くの場合受益者のために設定され、受託者は専ら受益者の利益のために財産管理を行います。それゆえ、実質的に信託財産は受益者のものといえます。

Q. 受託者が倒産（死亡）したら信託財産はどうなる？

A. 受託者が倒産しても受託者の固有財産に係る債権者は信託財産を差し押さえることなどはできず信託財産は保全されます。受託者が死亡すると、新たな受託者に信託財産の管理が引き継がれます。

Q. 私たちの身近にどんな信託がある？

A. 投資信託（資産運用商品）、年金信託（働く人の福利厚生、資産形成）、不動産信託（商業施設は信託財産であったり、不動産に投資する運用目的の信託があったり）、寄附や贈与を行うための信託、結婚・子育て支援信託や教育資金贈与信託といった世代間の資産移転を行う信託などがあります。

Q. どんな財産を信託できる？

A. 委託者の財産から分離して移転でき、金銭的価値を見積もることができる財産が、信託の対象となり得ます。例えば、金銭、有価証券、金銭債権や不動産以外にも、動産や無形資産などにも信託の活用可能性は広がっています。お客さまのニーズの多様化や社会課題の複雑化に対応し、信託の柔軟性を活用した商品・サービスへの期待は一層高まる状況にあります。



Q. 受益者が亡くなったら信託はどうなる？

A. 受益者が亡くなって終了する信託もあれば、終了せず続く信託もあります。これは信託契約などの定めによります。信託が終了すると、信託財産は受益者や帰属権利者に交付されます。信託が続くものでは、受益者としての権利（受益権）が相続される場合や、信託契約などにおいて指定された人が次の受益者となる場合があります。

